

## 養介護施設従事者がとらえる 高齢者虐待発生要因とその再発防止策

ヨシダ テルミ  
吉田 輝美\*

**目的** 高齢者虐待防止法は2006年4月に施行され、厚生労働省は毎年都道府県ごとの高齢者虐待の状況を公表している。高齢者虐待判断件数は平成18年度54件であったが、平成25年度には221件となっている。本研究では、養介護施設従事者がとらえる高齢者虐待発生要因は何か、さらに高齢者虐待を再発させないために必要なことを、養介護施設従事者等はどうのように捉えているのかを明らかにすることを目的とした。

**方法** 都道府県ごと人口最多自治体と最少自治体を選び、その中から調査対象事業所を①特別養護老人ホーム、②老人保健施設、③通所介護、④訪問介護、⑤グループホームの5種類とした。1種類ごとに5カ所ずつ無作為に事業所を抽出したが、人口最少自治体で事業所数の少ない場合は、その数のみとして合計1,368事業所へ郵送で調査を依頼した。調査期間は2014年8月11日から2014年9月10日である。アンケート回答者からは、個人ごとに厳封し郵送で返信してもらった。

**結果** 高齢者虐待発生要因の選択肢項目で最も高かったのは、全事業所で「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。高齢者虐待防止法にもとづく高齢者虐待の状況の公表について知っているか否かで2群に分け、知っている群と知らない群ともに、高齢者虐待発生要因の選択肢項目で最も高かったのは「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。

**結論** 厚生労働省の公表で最も高かった項目は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」であったが、本調査では、「教育・知識に関する問題」は中位の認識であり、「介護技術等に関する問題」については事業所別、年代別、取得資格別にみると最下位に認識された点で大きく異なる。この差異は、虐待を調査もしくは判断する側と、養介護施設従事者の発生要因の捉え方によるものと考えられる。現場の養介護施設従事者等は「教育・知識・介護技術等に関する」研修ではなく、「職員のストレスや感情コントロールの問題」に対応する研修を望んでいるのではないかと考えられた。

**キーワード** 高齢者虐待、養介護施設従事者による虐待、虐待の発生要因、職員のストレス、感情コントロール

### I はじめに

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）は、2006年4月に施行され、厚生労働省は

毎年都道府県ごとの高齢者虐待の状況を公表している。厚生労働省の資料では、養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数は平成18年度54件であったが、平成25年度には221件となっている<sup>1)</sup>。養介護施設従事者等とは、老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業等、介護保険法に規定さ

\* 昭和女子大学人間社会学部准教授

れる介護老人福祉施設や介護老人保健施設、居宅サービス事業、地域包括支援センター等において、養介護事業業務に従事する者を指している。施設内虐待は密室化していたり<sup>2)</sup>、通報制度は有効に機能していなかったりして<sup>3)4)</sup>、実態把握が難しく顕在化しないものも相当数あると指摘されている<sup>1)5)6)</sup>。高齢者虐待防止法21条では、市町村への通報を明記し、その通報を受けた市町村は、その事実確認後に都道府県へ報告する義務が法22条で規定されている。都道府県では、法25条にもとづき、「高齢者虐待の状況の公表」として開示している。平成18年度から開始した公表の仕方は、都道府県のホームページに掲載されていることが多いとされる<sup>7)</sup>。具体的な虐待内容や虐待発生要因等までを公表しているものは、平成24年度分についてわずか5都県に過ぎず、「高齢者虐待の状況の公表」に対し、その目的や効果に対し疑問を呈している<sup>7)</sup>。

平成24年度の高齢者虐待の状況の公表では、より詳細に養介護施設従事者等による高齢者虐待を分析できるよう調査項目が追加され、公表内容が前年度までより詳細化された。それにより、高齢者虐待の状況の公表内容として、虐待の発生要因や虐待者の状況等が以前よりも具体的に知ることが可能となった。本研究では虐待の発生要因について着目した。平成24年度をみると、都道府県から提出された報告書に回答された141件の記述内容<sup>8)</sup>から、厚生労働省の作業によって虐待の発生要因が集計分類され、カテゴリ化された。その結果、虐待の発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」(55.3%)、「職員のスプレッスや感情コントロールの問題」(29.8%)、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」(28.4%)、「倫理観や理念の欠如」(11.3%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」(9.9%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」(9.9%)というカテゴリに分類された。

厚生労働省が分類したカテゴリ同様に、養介護施設従事者等が虐待の発生要因について認識をしているかについては、非常に疑問が持た

れた。そこで、本研究では養介護施設等に関する高齢者虐待のみを対象とし、養介護施設従事者が捉える高齢者虐待発生要因は何か、さらに高齢者虐待を再発させないために必要なことを、養介護施設従事者等がどのように捉えているのかを明らかにすることを目的とした。

## Ⅱ 調査方法

### (1) 調査対象

調査対象事業所は、①特別養護老人ホーム、②老人保健施設、③通所介護、④訪問介護、⑤グループホームの5種類である。調査対象事業所の抽出は、次の手順で行った。まず、総務省の平成25年3月31日住民基本台帳人口・世帯数、平成24年度人口動態(市区町村別)データより、都道府県ごとに人口数最多の区市と最少の町村を抽出した。次に、抽出された自治体ごとに、厚生労働省介護サービス情報公表システムにより、該当自治体の介護事業所一覧から、①～⑤の事業所ごとに5カ所ずつ無作為に抽出した。最少の自治体で5種類の事業所が全くない場合には、次順の人口最少自治体を対象とした。また、最少の自治体で各事業所数が5カ所未満であった場合には、存在する事業所数のみを調査対象とした。その結果、人口最少自治体の調査対象事業所は193カ所、人口最多自治体の調査対象事業所は1,175カ所で、総数は1,368事業所となった。抽出された事業所長あてに、「アンケート調査ご協力をお願い」の説明文を送付し、事業所長の同意を得られた場合には、事業所長より自らの施設職員3名を任意に選出してもらい調査票を配布してもらうこととした。それらより、調査対象職員は4,104名となった。

### (2) 調査項目

調査項目は、調査対象者の基本属性、高齢者虐待の状況の公表を知っているか否か、養介護施設従事者による高齢者虐待の発生要因と、養介護施設従事者による高齢者虐待の再発防止策に関して質問した。なお、資格名称であるヘルパー2級は本調査では旧名称のまま用いた。

厚生労働省では、虐待の発生要因を6項目にカテゴリー化している。本調査では、厚生労働省が「教育・知識・介護技術等に関する問題」とした項目を、「教育・知識に関する問題」と「介護技術等に関する問題」に分離した。さらに「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」とした厚生労働省のカテゴリーについても、「虐待を助長する組織風土」と「職員間の関係性の悪さ」に分離し、その他の項目を追加し全部で9つの選択肢を設定した。

養介護施設従事者による高齢者虐待の再発防止策については、7つの項目にその他の項目を追加し、全部で8つの選択肢を設定した。

### (3) 調査方法

1,368事業所へ郵送で調査を依頼した。平成26年8月11日から平成26年9月10日の期間に依頼し、アンケート回答者からは、個人ごとに厳封し郵送で返信してもらった。

### (4) 分析方法

質問項目には選択肢を用意し、複数選択可能とした。調査結果の分析方法は、基本属性や調査質問項目を単純集計後にクロス集計した。

### (5) 倫理的配慮

昭和女子大学倫理委員会にて承認を得た(14-09)。調査対象職員へは、目的、プライバシー保護、研究倫理に関する事項を説明した。それらにより同意を得られた場合には、無記名によりアンケート調査に回答をしてもらった。

## Ⅲ 結 果

### (1) 対象者の基本属性

調査票は626名から返却があった。回収率は15.2%である。回収率が低くなった理由として、事業所長等が調査への同意をしなければ調査対象者である養介護施設従事者等の手に調査票が届かないこと、さらに、事業所長が同意しても調査協力の最終判断が養介護施設従事者等にあることの2段階の同意が必要であったためと考

える。「区・市」の回答者数は463名(74.0%)で、「町・村」の回答者数は162名(25.9%)、無記入1名であった。対象者の性別は、男性が164名(26.2%)、女性が461名(73.6%)、無記入1名であった。

事業所種別では、複数の事業所に配属され兼務している状況もみられ、それらは重複計上し集計した。特別養護老人ホーム143名、通所介護134名、グループホーム120名、老人保健施設114名、訪問介護90名となった。

最も多い年代は、30歳代187名、次いで50歳代158名、40歳代152名であった。

職種では、介護職と相談員や介護支援専門員などと兼務している実態もあり、それぞれに計上した。最も多かったのは介護職423名であった。取得資格は、多くが複数の資格を取得していた。それぞれに集計し最も多かったのは、介護福祉士415名であった。

勤務先での役職の有無については、役職あり266名、役職なし357名であった。養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表の認知度は、知っているは242名、知らない356名、無記入が28名であった。知っているは4割に満たなかった。

### (2) 養介護施設従事者による高齢者虐待発生要因

高齢者虐待発生要因に関する選択肢を各属性とクロス集計し、選択肢項目を順位付けした。その後、選択肢のその他の順位を除外した(表1)。

#### 1) 事業所別高齢者虐待発生要因の傾向

高齢者虐待発生要因の選択肢項目で最も高かったのは、全事業所で「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。次に上位2番目に全事業所で高かったのは、「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」であった。ただ、老人保健施設のみが「倫理観や理念の欠如」も「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」と同率2位であった。

#### 2) 年代別高齢者虐待発生要因の傾向

年代別高齢者虐待発生要因の傾向を探るにあ

たり、20歳代未満は1名であることから、データを分析する際には除外した。高齢者虐待発生要因の選択肢項目において、すべての年代で最も高かったのは「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。上位2番目は、20歳代から50歳代までが「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」だが、60歳代は「虐待を行っ

た職員の性格や資質の問題」であった。上位3番目になると、上位2番目の傾向と反対になり、20歳代から50歳代までが「虐待を行った職員の性格や資質の問題」だが、60歳代は「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」となった。

3) 取得資格別高齢者虐待発生要因の傾向

取得資格別に最も高かったのは「職員のスト

表1 養介護施設従事者による高齢者虐待発生要因（複数回答）

(単位 名、( )内%)

	教育・知識に関する問題	介護技術等に関する問題	倫理観や理念の欠如	職員のストレスや感情コントロールの問題	人員不足や人員配置の問題による多忙さ	虐待を助長する組織風土	職員間の関係性の悪さ	虐待を行った職員の性格や資質の問題	その他
総数	229	132	309	523	417	112	150	352	20
調査対象者 (n=626)	(36.6)	(21.1)	(49.4)	(83.5)	(66.6)	(17.9)	(24.0)	(56.2)	(3.2)
事業所									
特別養護老人ホーム (n=143)	61 (41.8)	24 (16.8)	76 (53.1)	128 (89.5)	111 (77.6)	30 (21.0)	34 (23.8)	78 (54.5)	6 (4.2)
老人保健施設 (n=114)	52 (45.6)	28 (24.6)	73 (64.0)	97 (85.1)	73 (64.0)	22 (19.3)	30 (26.3)	59 (51.8)	5 (4.4)
通所介護 (n=134)	38 (28.4)	29 (21.6)	63 (47.0)	106 (79.1)	88 (65.7)	30 (22.4)	30 (22.4)	86 (64.2)	2 (1.5)
訪問介護 (n=90)	26 (28.9)	18 (20.0)	38 (42.2)	73 (81.1)	55 (61.1)	11 (12.2)	21 (23.3)	49 (54.4)	3 (3.3)
グループホーム (n=120)	39 (3.3)	26 (21.7)	44 (36.7)	101 (84.2)	76 (63.3)	13 (10.8)	30 (25.0)	67 (55.8)	4 (3.3)
年代									
20歳代未満 (n=1)	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20歳代 (n=75)	25 (33.3)	9 (12.0)	29 (38.7)	70 (93.3)	56 (74.7)	14 (18.7)	21 (28.0)	38 (50.7)	6 (8.0)
30歳代 (n=187)	73 (39.0)	30 (16.0)	90 (48.1)	163 (87.2)	126 (67.4)	37 (19.8)	46 (24.6)	101 (54.0)	5 (2.7)
40歳代 (n=152)	60 (39.5)	37 (24.3)	81 (53.3)	124 (81.6)	106 (69.7)	29 (19.1)	43 (28.3)	84 (55.3)	3 (2.0)
50歳代 (n=158)	50 (31.6)	39 (24.7)	83 (52.5)	128 (81.0)	102 (64.6)	27 (17.1)	27 (17.1)	96 (60.8)	5 (3.2)
60歳代以上 (n=53)	20 (37.3)	17 (32.1)	25 (47.2)	37 (69.8)	26 (49.1)	5 (9.4)	13 (24.5)	33 (62.3)	1 (1.9)
取得資格									
ヘルパー2級 (n=202)	60 (29.7)	39 (1.3)	92 (45.5)	167 (82.7)	125 (61.9)	37 (18.3)	51 (25.2)	124 (61.4)	9 (4.5)
介護福祉士 (n=415)	164 (39.5)	83 (20.0)	208 (50.1)	358 (86.3)	286 (68.9)	81 (19.5)	106 (25.5)	237 (57.1)	11 (2.7)
社会福祉士 (n=47)	20 (2.6)	15 (31.9)	33 (70.2)	43 (91.5)	33 (70.2)	15 (31.9)	12 (25.5)	26 (55.3)	1 (2.1)
看護師 (n=65)	28 (43.1)	17 (26.1)	36 (55.4)	49 (75.4)	43 (66.2)	9 (13.8)	15 (23.1)	35 (53.8)	- (-)
認知症ケア専門士 (n=24)	9 (37.5)	5 (20.8)	12 (50.0)	20 (83.3)	15 (62.5)	5 (20.8)	5 (20.8)	13 (54.2)	2 (8.3)
介護支援専門員 (n=151)	69 (45.7)	42 (27.8)	97 (64.2)	130 (86.1)	99 (65.6)	36 (23.8)	38 (25.2)	83 (55.0)	5 (3.3)
資格なし (n=21)	2 (9.5)	3 (14.3)	10 (47.6)	19 (90.4)	14 (66.7)	2 (9.5)	6 (28.6)	10 (47.6)	1 (4.8)
その他 (n=62)	22 (35.5)	12 (19.4)	35 (56.5)	53 (85.5)	43 (69.4)	13 (21.0)	12 (19.4)	32 (51.6)	4 (6.5)
役職									
役職あり (n=266)	113 (42.5)	63 (23.7)	143 (53.8)	225 (84.6)	179 (67.3)	44 (16.5)	62 (23.3)	145 (54.5)	7 (2.6)
役職なし (n=357)	115 (32.2)	68 (19.0)	163 (45.7)	294 (82.4)	237 (66.4)	67 (18.8)	88 (24.6)	206 (57.7)	13 (3.6)
状況の公表									
状況の公表を知っている (n=242)	102 (42.1)	63 (26.0)	131 (54.1)	199 (82.2)	161 (66.5)	50 (20.7)	50 (20.7)	127 (52.5)	8 (3.3)
状況の公表を知らない (n=356)	118 (33.1)	61 (17.1)	167 (46.9)	301 (84.6)	239 (67.1)	57 (16.0)	95 (26.7)	214 (60.1)	12 (3.4)

レスや感情コントロールの問題」, 上位2番目は「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」が, 全資格と資格なし群に共通していた。さらに, 社会福祉士の群は上位2番目同率で「倫理観や理念の欠如」となった。

4) 役職の有無による高齢者虐待発生要因の傾向

役職の有無による高齢者虐待発生要因の選択

肢項目では, 役職ありと役職なしの群で上位3番目まで同項目が並んだ。上位順に「職員のストレスや感情コントロールの問題」「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」「虐待を行った職員の性格や資質の問題」であった。

5) 状況の公表認知と高齢者虐待発生要因の傾向

高齢者虐待防止法にもとづく高齢者虐待の状

表2 養介護施設従事者による高齢者虐待の再発防止策 (複数回答)

(単位: 名, ( ) 内%)

	虐待者への罰則を厳しくする	施設長や事業所長による職員教育を強化する	施設長や事業所長への罰則を厳しくする	人員を増やす	組織風土を改革する	虐待した従事者に対する研修を強化する	職場全体で研修を行う	その他
総数								
調査対象者 (n=626)	149 (23.8)	193 (30.8)	39 (6.2)	286 (45.7)	185 (29.6)	188 (30.0)	454 (72.5)	43 (6.9)
事業所								
特別養護老人ホーム (n=143)	34 (23.8)	45 (31.5)	7 (4.9)	66 (46.2)	45 (31.5)	39 (27.3)	110 (76.9)	14 (9.8)
老人保健施設 (n=114)	31 (27.2)	35 (30.7)	8 (7.0)	48 (42.1)	34 (29.8)	40 (35.1)	86 (75.4)	9 (7.9)
通所介護 (n=134)	37 (27.6)	43 (34.3)	12 (9.0)	63 (47.0)	47 (35.1)	39 (29.1)	89 (66.4)	8 (6.0)
訪問介護 (n=90)	14 (15.6)	32 (35.6)	5 (5.6)	45 (50.0)	27 (30.0)	29 (32.2)	66 (73.3)	5 (5.6)
グループホーム (n=120)	25 (20.8)	29 (24.2)	3 (2.5)	57 (47.5)	22 (18.3)	35 (29.2)	83 (69.2)	8 (6.7)
年代								
20歳代未満 (n=1)	1 (100.0)	1 (100.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	1 (100.0)	- (-)
20歳代 (n=75)	23 (30.7)	21 (28.0)	3 (4.0)	39 (52.0)	20 (26.7)	16 (21.3)	49 (65.3)	6 (8.0)
30歳代 (n=187)	49 (26.2)	47 (25.1)	12 (6.4)	88 (47.1)	56 (29.9)	54 (28.9)	137 (73.3)	17 (9.1)
40歳代 (n=152)	33 (21.7)	38 (25.0)	10 (6.6)	67 (44.1)	56 (36.8)	43 (28.3)	115 (75.7)	9 (5.9)
50歳代 (n=158)	38 (24.1)	63 (39.9)	12 (7.6)	69 (43.7)	44 (27.8)	57 (36.1)	114 (72.2)	10 (6.3)
60歳代以上 (n=53)	5 (9.4)	23 (43.4)	2 (3.8)	22 (41.5)	9 (17.0)	18 (34.0)	38 (71.7)	1 (1.9)
取得資格								
ヘルパー2級 (n=202)	46 (22.8)	60 (29.8)	11 (5.4)	93 (46.0)	55 (27.2)	67 (33.2)	144 (71.3)	13 (6.4)
介護福祉士 (n=415)	93 (22.4)	117 (28.2)	26 (6.3)	196 (47.2)	134 (32.3)	118 (28.4)	310 (74.7)	31 (7.5)
社会福祉士 (n=47)	9 (19.1)	19 (40.4)	6 (12.8)	17 (36.2)	17 (36.2)	16 (34.0)	39 (83.0)	4 (8.5)
看護師 (n=65)	14 (21.5)	22 (33.8)	5 (7.7)	30 (46.2)	16 (24.6)	20 (30.8)	45 (69.2)	5 (7.7)
認知症ケア専門士 (n=24)	4 (16.7)	6 (25.0)	1 (4.2)	9 (37.5)	5 (20.8)	5 (20.8)	20 (83.3)	3 (12.5)
介護支援専門員 (n=151)	28 (18.5)	55 (36.4)	12 (7.9)	61 (40.4)	51 (33.8)	46 (30.5)	124 (82.1)	8 (5.3)
資格なし (n=21)	5 (23.9)	2 (9.5)	- (-)	10 (47.6)	4 (19.0)	3 (14.3)	13 (61.9)	- (-)
役職								
役職あり (n=266)	75 (28.2)	85 (32.0)	23 (8.6)	114 (42.9)	81 (30.4)	74 (27.8)	202 (75.9)	23 (8.6)
役職なし (n=357)	73 (20.4)	108 (30.3)	15 (4.2)	171 (47.9)	103 (28.9)	113 (31.7)	250 (70.0)	20 (5.6)
状況の公表								
状況の公表を知っている (n=242)	51 (21.1)	79 (32.6)	17 (7.0)	98 (40.5)	86 (35.5)	68 (28.1)	188 (77.7)	13 (5.4)
状況の公表を知らない (n=356)	90 (25.3)	105 (29.5)	19 (5.3)	174 (48.9)	96 (27.0)	112 (31.5)	250 (70.2)	29 (8.1)

況の公表について知っているか否かで2群に分けても、知っている群と知らない群ともに、高齢者虐待発生要因の選択肢項目で最も高かったのは「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。

### (3) 養介護施設従事者による高齢者虐待の再発防止策

高齢者虐待発生再発防止に関する選択肢を各属性とクロス集計し、選択肢項目を順位付けした。その後、その他の選択肢の順位を除外し分析した(表2)。

#### 1) 事業所別高齢者虐待の再発防止策の傾向

高齢者虐待の再発防止策要因について事業所別に分析したところ、全事業所群で最も高かったのは「職場全体で研修を行う」であった。次に高かったのは「人員を増やす」で、これも全事業所群に共通していた。上位3番目は、特別養護老人ホーム群と通所介護群が「組織風土を改革する」で、老人保健施設群とグループホーム群が「虐待した従事者に対する研修を強化する」である。また、特別養護老人ホーム群は上位3番目に同率で「施設長や事業所長による職員教育を強化する」があり、この項目は訪問介護群も上位3番目であった。

#### 2) 年代別高齢者虐待の再発防止策の傾向

全年代に共通して最上位項目は、「職場全体で研修を行う」であった。上位2番目の項目では、30歳代、40歳代、50歳代は「人員を増やす」であったが、20歳代は「虐待者への罰則を厳しくする」、60歳代は「施設長や事業所長による職員教育を強化する」であった。

#### 3) 取得資格別高齢者虐待の再発防止策の傾向

取得資格別に最上位項目は、全資格共通して「職場全体で研修を行う」であった。上位2番目は、社会福祉士群を除いた資格で「人員を増やす」であった。社会福祉士群は「施設長や事業所長による職員教育を強化する」であった。資格なし群の上位3番目は、他群にはみられなかった「虐待者への罰則を厳しくする」となった。

### 4) 役職の有無による高齢者虐待の再発防止策の傾向

役職あり群と役職なし群の両者ともに、最上位項目は「職場全体で研修を行う」で、次いで「人員を増やす」であった。3番目には、役職あり群が「施設長や事業所長による職員教育を強化する」を、役職なし群が「虐待した従事者に対する研修を強化する」となった。

### 5) 状況の公表認知と高齢者虐待の再発防止策の傾向

高齢者虐待の状況の公表について知っている群と知らない群の両者において、最上位は「職場全体で研修を行う」で、次いで「人員を増やす」であった。3番目には、状況の公表について知っている群は「組織風土を改革する」であり、状況の公表について知らない群は「虐待した従事者に対する研修を強化する」であった。

## Ⅳ 考 察

### (1) 高齢者虐待発生要因に関する認識

#### 1) 厚生労働省発表との差異

養介護施設従事者は、事業所種別や年代、取得資格などの属性に関係なく、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高齢者虐待の要因として、最も高く認識しているという結果になった。同様に、属性に関係なく「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」についても、2番目に高く高齢者虐待の要因として認識された。

厚生労働省の公表で最も高かった項目は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」であったが、本調査では、「教育・知識に関する問題」は中位の認識であり、「介護技術等に関する問題」については事業所別、年代別、取得資格別にみると最下位に認識された点で、大きく異なる。また、厚生労働省の公表で最も低く認識された「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」は、本調査結果で上位2番目となった点でも大きな違いがある。この差異は、虐待を調査もしくは判断する側の高齢者虐待発生要因の捉え方と、臨床に身を置く養介護施設従事者の高齢者虐待発生要因の捉え方によるものと考

えられる。

「高齢者虐待の状況の公表」に関する根拠資料となる法22条市町村の報告書から、高齢者虐待の発生要因を分析判断する側は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が高齢者虐待発生の高い要因と認識し、「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」は、高齢者虐待発生要因としては低い認識をしていると解釈できる。一方、本調査で明らかとなった職員自身は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」以上に、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高齢者虐待発生要因として高いと認識し、「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」と切り離して考えることはできないものと認識していると解釈できる。これらのことより、法22条の分析判断する側と現場の職員自身の間には、高齢者虐待発生要因の乖離した認識が存在していることがわかった。

## 2) 高齢者虐待と倫理観

本調査では、厚生労働省でカテゴリー化した「倫理観や理念の欠如」は上位3番目であったが、本調査では、事業所別結果によると老人保健施設以外では中位であった。やはりこの項目については虐待調査側と現場の職員自身の間には、乖離した高齢者虐待発生要因の認識が存在しているといえるのではないだろうか。つまり、虐待調査側は、発生要因として「倫理観や理念の欠如」を指摘したが、職員自身は、自らの仲間が「倫理観や理念の欠如」しているという認識にないといえるのではないだろうか。現場の職員自身は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景として、自分たちの倫理観以上に「職員のストレスや感情コントロールの問題」や「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」が勝ると推察される。

そのような状況の中、介護老人保健施設群のみが上位2番目に「倫理観や理念の欠如」となっている点は特筆に値する。ここでいう倫理観とは職業倫理を指すもので、介護老人保健施設職員としての社会的な責任を果たすという職業倫理と捉えられる。資格別において、社会福祉士群が上位2番目に「倫理観や理念の欠如」

を上げている背景についても、看護職同様に職能団体の倫理綱領に関する教育のあり方が影響していると考えられる。

高齢者虐待の状況の公表について知っている群の上位3番目に「倫理観や理念の欠如」となった点は、知らないとする群と比較して知っている群の社会正義に関するとらえ方の違いであり、「バレなければよし」とすること自体が、「倫理観や理念の欠如」した状態といえる。そのような意味においても、知っている群の倫理観は高く、「倫理観や理念の欠如」は高齢者虐待の要因となると認識しているようである。

## (2) 養介護施設従事者が必要とする再発防止策

### 1) 再発防止策としての研修志向

養介護施設従事者は、属性に関係なく養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止には、「職場全体で研修を行う」ことが必要だと認識している。しかし、高齢者虐待発生要因と関連させると、「教育・知識・介護技術等に関する」研修ではなく、「職員のストレスや感情コントロールの問題」に対応する研修を望んでいるのではないかと考えられる。

再発防止策として「人員を増やす」についても、当然ながら上位に認識された。養介護施設従事者等は、高齢者虐待発生要因の2番目に「人員不足や人員配置の問題による多忙さ」としている点からも、「人員を増やす」ことによって人員不足が解消され、多忙によるストレスや感情コントロールの問題を回避することが可能だと考えていると推察される。

### 2) 罰則志向と非罰則志向

調査結果において、「虐待者への罰則を厳しくする」は20歳代群と資格なし群で上位3番目となっている以外は、どの領域でも下位に位置づけられていた。また、「虐待した従事者に対する研修を強化する」は、役職なし群と状況の公表を知らない群で上位3番目となっている。この2つの項目は、虐待者のみに対する特定アプローチである。20歳代、資格なし、役職なし、公表を知らないという群が特定アプローチを施行する傾向にあることが特徴的である。この傾

向について推測の域を超えることはできないが、虐待した者はこの様になるという「見せしめ効果」を期待しているのか、虐待者と自分は別物として取り扱われることを望んでいるようである。もし、「見せしめ効果」を期待しているとすれば、自分に置き換えた場合に同等のことが実施されることを想像し、高齢者介護行為が萎縮してしまう可能性もはらんでいる。「見せしめ効果」は、萎縮効果と表裏一体のものとなることを認識する必要がある。

一方、「施設長や事業所長による職員教育を強化する」ことが再発防止策と捉える群では、60歳代や社会福祉士資格取得者、役職ありの者群が高い傾向にある。年齢や立場からいえば、職場において十分教育できる地位にあると考えられるが、自己の地位に応じて自身が教育することに対する自信がないのか、あるいは、虐待者に対し直接自分が教育することによる責任を回避したいからなのか、教育を長へ委ねる姿がうかがわれる。

本調査では、どの属性においても「施設長や事業所長への罰則を厳しくする」が最下位であった。施設長や事業所長に対して罰則を厳しくしたところで、組織内の高齢者虐待防止策としては、効果が見込めないと捉えているようである。

## V おわりに

本研究で明らかになった養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因は、厚生労働省が示した要因の順位違いがあった。その背景には、虐待と判断する側と現場の職員自身という、立場の違いによるものであると考えられる。本調査では、「教育・知識に関する問題」と「介護技術等に関する問題」に分離して実施したが、これらの調査結果を合算し厚生労働省の項目と比較しても、「教育・知識・介護技術等に関する問題」がトップになることはなかった。現場職員の視点に立脚した防止策を提案しなければ、

職員にやらされ感ばかりが増幅し、主体的な高齢者虐待防止は展開できないものとする。

本研究では、具体的な「職員のストレスや感情コントロールの問題」に対する提言や、「職場全体で研修を行う」ための必要な内容に関する検討に至らなかった。これらは、今後の課題とし、より養介護施設従事者等のニーズに応じた高齢者虐待防止策を提案していきたい。

## 謝辞

本研究の調査にご協力いただいた全国養介護施設従事者の皆様に感謝申し上げます。また本研究は、文部科学省科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究）より助成を受けて（課題番号26590116）実施したものである。

## 文 献

- 1) 厚生労働省. 高齢者虐待防止関連調査・資料([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)) 2015.1.15.
- 2) 小林篤子. 高齢者虐待. 中公新書; 2004: 69.
- 3) 山田裕子. 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の課題. 地域ケアリング 2013; 15(6): 22.
- 4) 倉田康路, 滝口真監修. 高齢者虐待を防ぐ家庭・施設・地域での取り組み. 高齢者虐待防止ネットワークさが編著. 倉田康路・滝口真監修・加藤稔子. 高齢者施設での高齢者虐待防止. 2011: 85.
- 5) 高崎絹子. 介護施設における高齢者虐待防止への課題. 国民生活 2006; 15-8.
- 6) 松岡智恵子, 星旦二. 介護施設内での高齢者虐待防止にむけて, 第三者機関活用に関する研究 - 国保連合会「苦情処理業務」の取り組みから - 社会医学研究 2009; 26(2): 97-107.
- 7) 吉田輝美. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況公表の現状と課題 福祉研究 2014;(107): 43-9.
- 8) 厚生労働省「平成24年度高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 2013年12月26日. (<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutai-boushitaisakusuishinshitsu/h24chousakekka.pdf>) 2014.11.9.